

【参考資料 1】

あま市行政改革推進委員会条例

平成22年 3 月22日
条例第 6 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、あま市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年 3 月22日から施行する。